

越 企 第 8 5 号  
令和 7 年 9 月 1 日

各課（局）長 様

越生町長 新 井 康 之

令和 8 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、越生町予算事務規則第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各課（局）においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）

## 令和8年度予算編成方針について

### 1 経済状況と国の動向

令和7年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」では、賃上げと投資がけん引する成長型経済への移行を確実なものとするため、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることが示されている。

その中では、当面の経済財政運営について、日本経済は緩やかに回復しているものの、米国の関税措置等や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う景気の下振れリスクには、注意する必要があるとしている。

そして、令和8年度予算編成に向けた国の考え方としては、中長期的な視点に立って経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めることのほか、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによりメリハリの効いた予算編成とすることとしている。

### 2 本町の財政状況

令和6年度の歳入決算では、地方譲与税や地方交付税といった一般財源が前年度の決算額を上回ったものの、今後については、長引く原材料価格や物価の高騰を背景に、個人所得や企業収益が悪化するリスクなどが懸念されるため、一般財源の確保に影響があると見込まれている。

一方、歳出については、少子化対策や高齢化に伴う社会保障関係費、公共施設の更新や維持管理に係る経費、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費、一部事務組合の負担金や特別会計に対する繰出金などが増加すると見込まれている。このほかにも、町の未来を担う子どもや子育て世代への支援、デジタル技術を活用した業務の効率化、地域経済の活性化などの行政課題に対応する経費に、物価の継続的な上昇による経費の増加が重なることで、歳出総額の増大は避けられない状況にある。

本町の財政指標では、令和6年度の経常収支比率は90.5%となり前年度対比で0.6ポイント高まり、依然として財政構造の硬直化が続いているところである。その他の指標についても、実質公債費比率は6.4%となり前年度対比0.7ポイントの増となっている。

今後については、将来を見据えた様々な課題に的確に対応していくため、計画的かつ効率的に事業を進めるとともに、これまで以上に歳入歳出の収支均衡の堅持を意識しながら、引き続き健全な財政運営を図る必要がある。

### 3 令和8年度予算編成方針

#### 第1 総論

令和8年度予算編成にあたっては、第6次越生町長期総合計画のまちづくりの基本理念及び町の将来像である「みどりとせせらぎのまち 越生 ～笑顔と活気に満ち 夢が広がるまちづくり～」の実現に向けて、各種施策を力強く推進するものとする。あわせて、令和3年3月に改訂した越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標及び町民が安心して住める元気な越生町を実現するために、着実に取り組むこととする。

各事業の目的や期待される効果、これまでの成果を改めて整理し、町民のニーズを的確に捉えた施策、事業になっているかを検証することが求められる。

また、国や県の動向に注視し、特定財源及び自主財源の確保を強化するとともに、一層の創意工夫を図り、限られた財源の有効的な活用に向け、全庁を挙げて組織的・横断的に予算編成に取り組むことが重要である。

#### 第2 予算編成の基本的な考え

次の6つの事項を基本的な考えとして、予算編成の柱とする。

第1に、町民の日々の生活を支える施策に取り組み、成果が実感できる事業の予算を計上する。

特に、少子化・人口減少対策、福祉・子育て支援対策や教育の充実、観光・商工業の活性化、農林業の支援強化、「ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえた環境負荷軽減に向けた取組、頻発化・激甚化する自然災害・危機への対応など、各種の重要課題に適切に対応する。

第2に、高度・多様化する行政需要に的確に対応するため、デジタル田園都市国家構想の趣旨に基づく自治体DXを積極的に推進する事業を増やし、SDGsの実現を目指しながら、限られた財源を効率的かつ効果的に活用する。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年8月12日より基幹業務システムが標準化・共通化が行われたが、今後も町民にとって利便性の向上が図れるものとする。

第3に、将来の越生町を見据え、住民の暮らしと健康を守り、地域の活性化が図られる事業を展開する。そして、少子高齢社会においても官民連携・地域連携の取組を進め、町民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備する。なお、事業構築の際には、より多くの町民が世代や属性を超えて幅広く参加できることを意識した事業内容も検討するものとする。

第4に、社会情勢の変化やエネルギー価格等の上昇するなか、執行方法を含めた積極的な事業の見直しを行うほか、創意工夫を念頭に、各課（局）内で十分議論を尽くしたうえで予算編成に取り組むものとする。

第5に、限られた財源のもと町民サービスの維持・向上を図るため、補助金等の特定財源を伴わない町単独で実施している事業については、先進事例にお

ける優れた手法や新たな手法を研究・追求し、他の自治体のモデルとなる独自の知恵を盛り込むこと。また、安易な前例踏襲を行うことなく、事業の効果や重要性を改めて検証し、ゼロ予算での実施や事業の廃止についても検討すること。

第6に、補助金を出している団体の実態を調査し、少人数となった団体については減額するほか、解散した団体（部門・分野）がある場合には補助金を出さないこと。

### 第3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 実施計画及び概算要求に掲げた事業のみ予算要求の対象とする。この事業以外で要求が必要なものは、十分に内容を精査したうえで、別途詳細な資料をもとに予算ヒアリングに臨むこと。
- (4) 新規事業は、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものと重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組み替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (5) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に所期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (6) 事業の実施に際し、補助対象となるものは必ず活用すること。ただし、補助対象となる事業であっても、事業採択することが結果として、人件費を含む一般財源の増大を招かぬよう注意すること。
- (7) 国・県支出金を財源とする事業については、国・県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方等を十分検討して事業の選択に努めること。
- (8) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (9) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、さらなる一般行政経費の抑制に努めること。
- (10) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討したうえで対応すること。

- (11) さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、町民、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体との協働を推進すること。
- (12) 予算の段階から、業務委託や工事の実施時期を定めておくこと。特に、公共工事は施工時期の平準化に努めること。
- (13) 継続費及び債務負担行為を設定する場合には、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (14) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとし、特に企業会計は「独立採算」の原則に基づき、経営的視点に立って今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。
- (15) 時代が要求するところを的確に判断し、必要であれば、新規事業も積極的に挑戦すること。
- (16) 人口減少を食い止め、人口増が図れる予算とすること。